# 予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算 支出科目款:衛生費項:環境管理費 目:環境管理推進費

# 事 業 名 鳥獣保護事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境生活政策課 生物多様性係 電話番号:058-272-1111(内2922)

E-mail: c11260@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

2,725 千円 (前年度予算額:

2,220 千円)

#### <財源内訳>

				財源		内	訳				
区分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財収	産入	寄附金	その他	県 債	一般財源	
前年度	2, 220	0	0	0		0	0	0	0	2, 22	20
要求額	2, 725	0	0	0		0	0	0	0	2, 72	25
決定額	2, 725	0	0	0		0	0	0	0	2, 72	25

### 2要求内容

### (1)要求の趣旨(現状と課題)

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)により策定した鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を指定。

### (2) 事業内容

鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等の整備や調査を実施する。

- ア 鳥獣保護区等の整備(標識の設置・撤去)
- イ 鳥獣保護区特別保護地区の状況調査

# (3) 県負担・補助率の考え方

鳥獣保護管理事業計画の策定は、鳥獣保護管理法により都道府県が実施する業務と定められており、県負担は妥当である。

### (4)類似事業の有無

無

# 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細		
旅費	106	終旅費		
需用費	28	消耗品費、燃料費		
役務費	16	通信運搬費		
委託料	2, 575	特別保護地区調査委託		
合計	2, 725			

# 決定額の考え方

# 4 参 考 事 項

# (1) 各種計画での位置づけ

第13次鳥獸保護管理事業計画(令和4年度~令和8年度) 岐阜県第二種特定鳥獸管理計画

# (2)後年度の財政負担

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区指定業務等、第13次鳥獣保護管理事業計画等 に基づく施策のため、継続実施する必要がある。

# 事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■継続要求事業

# 1 事業の目標と成果

# (事業目標)

鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を実施し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図ることで、人と野生動物の共存する社会づくりを目指す。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率

### 〇指標を設定することができない場合の理由

鳥獣保護区等の整備地区は、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に記載されており、 計画的に実施されているため、指標の設定は困難。

### (これまでの取組内容と成果)

• 取組内容

1) 鳥獣保護区等の整備(標識の設置・撤去) 鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び標識の設置・巡視を実施。

2)特別保護地区の調査の実施

特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施。

成果

鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を適正に実施した。 また、特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施し、特別保護地区としてふさわしい個所を指定することができた。

- 取組内容
- 鳥獣保護区等の整備(標識の設置・撤去)
  鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び標識の設置・巡視を実施。
- 2)特別保護地区の調査の実施 特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施。
- 成果

鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区等の整備を適正に実施した。 また、特別保護地区の指定にあたって、生息する動植物等の調査を実施し、特別保護地区としてふさわしい個所を指定することができた。

和

4

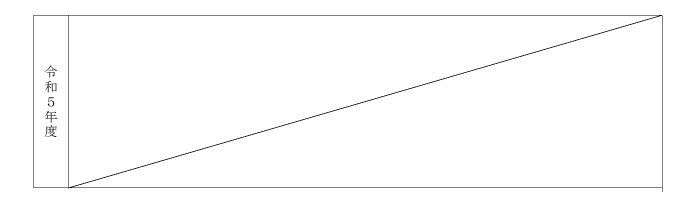
年

和

3

年

度



# 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

- ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)
- 3:増加している 2:横ばい 1:減少している O:ほとんどない

(評価 3 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区等の整備を実施する必要があり、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化に資することは県の責務である。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり
- 2:期待どおりの成果あり
- 1:期待どおりの成果が得られていない
- 0:ほとんど成果が得られていない

(評価)

鳥獣保護区等の調査結果は、更新計画書や県審議会の説明資料に反映されて おり、結果、適切な更新等が実施されている。

2

- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)
- 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価)

定期的な巡視により、看板の劣化状況を正確に把握し、必要最低限の改修を実施している。

2

### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るには、鳥獣保護区等の整備が必要不可欠であり、継続的な事業の実施が必要となる。

#### (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後も人と野生動物の共存する社会づくりのため、適正な鳥獣保護区等の整備の実施に努める。